

今月号の主な内容	
■平成19年度区長名簿	2
■行政からのお知らせ	3～5
■暮らしの情報	6・7
■スポーツ・イベント情報	8
■銚田市乗合自動車運行案内	



広報

ほこた

2007.05 vol.20

銚田市民憲章

水と緑ゆたかな自然を誇り、美しい環境をつくります
思いやりを大切に、助け合いと感謝のこころを育みます
健康で働き、活気ある産業を築きます
教養を深め、高い文化を培います
きまりを守り、安心して暮らせるまちをつくります

銚田市の花木鳥

ヒマワリ サクラ ウグイス

市人口(H19.4.1現在)	総数	52,324人
	男	26,282人
世帯数	16,612戸	女 26,042人

編集・発行 銚田市総務部秘書広聴課 〒311-1592 茨城県銚田市銚田1444-1
http://www.city.hokota.lg.jp/ ☎ 0291-33-2111 FAX 0291-32-4443



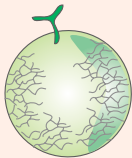
▲4月5日に行われた表彰式
受賞者の方々は賞金と地元農産物が贈られました



応募状況		
	メロン部門	農作物部門
岩手県	11	7
宮城県	8	7
茨城県	408	194
群馬県	9	9
埼玉県	7	4
千葉県	2	5
東京都	12	10
神奈川県	2	2
岐阜県	1	0
静岡県	1	8
愛知県	1	1
三重県	15	13
滋賀県	15	17
京都府	3	3
大阪府	90	77
兵庫県	12	11
広島県	3	1
山口県	1	1
徳島県	1	0
福岡県	7	4
佐賀県	4	4
宮崎県	5	5
合計	618	383

たくさんの応募
ありがとうございました

【メロン部門】

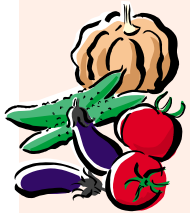


最優秀 「うまっぺ銚田のメロンは日本一」
銚田市 林 信行 さん

優 秀 「おいしいね銚田のメロンは日本一」
三重県津市 森川 益明 さん

優 秀 「貴方にも真心こめて銚田のメロン」
笠間市 黒澤 村子 さん

【農作物部門】



最優秀 「潮風と大地が育む銚田の野菜」
城里町 藤田 悟史 さん

優 秀 「真心をまいて育てた銚田のやさい」
銚田市 小野 忠光 さん

優 秀 「見てくだ菜、食べてくだ菜、
銚田の野菜」
銚田市 菊地 とみ枝 さん

決定!

「銚田ブランド」
キャッチコピー

銚田の農産物を全国へアピール

「銚田の農産物のイメージアップと、さらなる農業の振興を」と、このほど銚田市農業振興協議会（会長 鬼沢保平市長）で「銚田ブランド」キャッチコピーを決定しました。
キャッチコピーは同協議会が今年1月から2月にかけて、チラシや市ホームページなどで一般募集していたもので、国内各地から1001点が寄せられました。
作品は2部門に分けられ、「メロン部門」は日本一の産地であること、また「農作物部門」では銚田が野菜生産地としてイメージできるものを視点に審査を行い、それぞれ優秀作3点を選定、その中でメロン部門では市内の林信行さん、農作物部門では城里町の藤田悟史さんの作品が最優秀賞を受賞されました。
これらのキャッチコピーは今後、産地育成や販売促進のため、ポスターや看板、チラシなどに活用されます。



▲「メロンは県としても力を入れている作物。販売促進と合わせ、メロンを作りたいという農家を増やしていきたい」と知事

ことと生育が早く、両JAとも例年より2週間早い初出荷となりました。今年は約260万ケースの出荷を見込んでいます。

販売促進のためにJA茨城旭村では4月16日に東京の市場を訪問、またJAかしまなだでも5月中旬に大阪の市場を訪問する予定となっています。



4月24日、JA茨城旭村とJAかしまなだのメロン部会が合同で茨城県庁や報道関係機関を訪問し、銚田のメロンをPRしました。

JAメロン部会で
メロンのPR



銚田市議会議員一般選挙

投票日 7/1(日)
告示 6/24(日)

◆投票時間 午前7:00～午後6:00

【期日前投票】

期 間 6/25(月)～30(土)
投票時間 午前8:30～午後8:00
投票所 銚田市役所・旭地区学習等供用施設・ふる里見聞館

問 銚田市選挙管理委員会

☎33-2111(内線1223) ■詳しくは広報紙6月号でお知らせします

(敬称略)

A large group of men, mostly of East Asian descent, are seated at long wooden tables in a conference room. They are dressed in formal business attire, including suits and ties. Many are looking down at papers or documents on the tables, while others are looking towards the front of the room. The room has a red patterned carpet and brick walls in the background. The overall atmosphere is professional and formal.

(敬称略)

市の動静【4月】



銚田市消防団

旭支団
各分団(22分団)

銚田支団
各分団(45分団)

大洋支団
各分団(16分団)

錫田市消防団役職（敬称略）		団長		副団長		旭支団		錫田支団		大洋支団	
菅谷 藤 衛		（各支団団長が兼務）		米川 宗 司		井川 栄 司		佐伯 幸 司		栗原 惣 司	
副支団長		副支団長		副支団長		副支団長		副支団長		副支団長	
飯島 正 一		小林 明 志		大槻 高 彦		小川 利 市		川島 修 司		副支団長	

3 消防団を統合、三好市消防団誕生

旭・鉾田・大洋の各消防団がこの4月に統合し鉾田市消防団として一つの組織となりました。

消防団の統合については合併協議会において新市誕生後２年以内に統合すると決められており、昨年１２月の市議会において「鉾田市消防団の設置等に関する条例」が可決されました。従来の３消防団はそれぞれ支団として位置づけられています。

2 副市長辞令交付式・就任式
鉾田市消防団辞令交付式
市立保育所入所式
農業振興協議会

5 鉾田ブランドキャッチコピー表彰式

6 市立小学校入学式

7 百里基地周辺市町村協力会総会

9 市立中学校入学式

10 市立幼稚園入園式

20 鉾田地区地域安全活動

23 連合民生委員児童委員協議会総会

26 鉾田市区長会総会

鉾田市交通対策協議会



旧日本赤十字社救護看護婦 旧陸海軍従軍看護婦の皆さまへ

先の大戦において、外地等（事変地の区域又は戦地の区域）に派遣された旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方（慰労給付金受給者を除く）に対して、その御労苦に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しております。これらに該当される方（またご家族の方）は下記までお問い合わせください。

問 総務省大臣官房管理室 ☎03-5253-5182
市役所 社会福祉課 ☎33-2111(内線1563)

ドミニカ移住者の方へ 特別一時金を支給します

昭和31年から昭和34年までの間に（財）日本海外協会連合会が行った募集に応じ、ドミニカ共和国に移住された方に対して、請求に基づき、国から特別一時金が支給されます。

請求できる方 移住者本人
本人が亡くなっている場合は遺族の方（1人）

請求期限 H20.1.31

問 外務省領事局 ☎03-3580-3311
茨城県国際課 ☎029-301-2862
http://www.mofago.jp/mofaj/press/oshirase/18/osrs_0611.html

ご協力をお願いします



【商業統計調査】

商業統計調査は、国や都道府県、また市区町村における商業の振興、中心市街地の活性化など流通産業施策のための基礎資料とするために実施されるものです。

対象者 全国の卸売業、小売業を営むすべての事業所

調査基準日 H19. 6. 1 現在
※5月下旬から調査員が各事業所に伺います。

※この調査は「統計法」に基づいて実施されるもので、提出された調査票を統計上の目的以外に使用することはありません。

問 市役所企画課 ☎33-2111(内線1301)



【生活基礎調査】

「平成19年国民生活基礎調査」を下記の期日に行います。

調査員が訪問する際には調査へのご協力をお願い致します。

対象 県内5,550世帯
調査日 6/7(木) 7/12(木)

問 茨城県厚生総務課 ☎029-301-3124

市民と市長の朝市トーク

日時 6/4(月) 8:15～9:15
場所 旭総合支所

問 市役所 秘書広聴課 ☎33-2111(内線1212)

教育行政に関する相談員

鉾田市教育委員会では、教育行政に関する相談業務を行う職員を下記のとおり指定しました。教育に関する悩みや心配ごとがあるときはお問い合わせください。

学校教育に関すること ☎37-4340
檜山 義徳(学校教育課学校教育係長)

生涯学習に関すること ☎37-4341
菅谷 吉弘(生涯学習課生涯学習係長)

スポーツ振興に関すること ☎37-4342
柳澤 暁(スポーツ振興課スポーツ振興係長)

標準小作料が改定されました

農地の貸借に参考となる標準小作料が改定されました。

【10アールあたり】

田 18,000円
畑 11,000円
(H19. 4. 1 から適用)

問 鉾田市農業委員会 ☎33-2111(内線1251)

かしてつ車両展示中



▲旧鉾田駅構内に3つの車両が展示されています(乗車はできません)



代替バス運行開始

4月より鉄道に代わる交通機関としてバス路線が開通しました。

※平日・休日ともに石岡鉾田間を15往復しています

ー運行に関する問い合わせー

関鉄グリーンバス(株) ☎33-3181

鉄道施設の撤去作業が行われています



踏切の遮断機や電気設備などの撤去工事がすすめられています。

工事車両の出入りがありますので、現場の指示に従ってご通行願います。



▲最終便は約1時間遅れて午後11時過ぎに到着
拍手に迎えられ、ゆっくりとホームへ



▲3月31日鉾田駅始発(5時23分)には約50の方が乗車



▲駅舎に入りきれないときも

鹿島鉄道ラストラン

ー最終便を約300人が出迎えー

住民の足として走り続けてきた鹿島鉄道が、この3月31日をもって83年の歴史に幕を下ろしました。昨年12月に廃線が決定となった時から、鉄道ファンや地元の方々が「思い出に」と乗車する姿が見られ、特に3月の休日に走る車両のほとんどは満員状態でした。

運行最終日に巴川駅でお会いした方は「群馬から毎年数回は見に来ていた。湖畔沿いや切通しなど、ローカル線らしい景色が魅力的でした」と話しながらカメラのシャッターを押していました。



▲鉾田まつりばやし連合会が駅前で演舞

電気設備安全点検のためお伺いします

（財）関東電気保安協会

（財）関東電気保安協会では「電気事業法」に基づき一般家庭の電気設備定期点検（４年に一度）を実施しています。今年度、旭地区、大洋地区において下記の日程で訪問点検を行いますのでご協力をお願いします。

実施時期と対象地域	
6月	● 鹿田・造谷
11月	● 鹿田・田崎・箕輪
12月	● 荒地・上太田・上釜・子生・沢尻・下太田 造谷・箕輪
1月	● 青山・梶山・子生・台濁沢・玉田・二重作
2月	● 青山・阿玉・大蔵・梶山・上沢・汲上
3月	● 飯島・大蔵・上沢・上幡木・中居・札
費用	
費用をいただくことはありません。 物品販売などはいたしません。	

- 該当される方には、「電気使用量のお知らせ（検針票）」に記載してお知らせします。
- 具体的な日時につきましては、調査日の数日前に、「点検訪問日のお知らせ」のチラシを持参した（財）関東電気保安協会職員が戸別にお伺いします。（調査員は制服と腕章を着用し、写真入りの調査員証を着用しています。）

問 （財）関東電気保安協会 茨城事業本部 調査部 ☎029-226-3221

特別児童扶養手当

問 社会福祉課 ☎33-2111（内線1567）

特別児童扶養手当は、精神または身体に障害のある20歳未満の方の家庭において養育している父母、または父母に代わってその児童を養育している方に手当を支給する制度です。

手 当 の 額（H19.4.1現在）

区 分	月 額
身体障害者手帳の判定がおおむね1級か2級程度 または療育手帳の判定が「マルA」か「A」程度	50,750円
身体障害者手帳の判定がおおむね3級程度 療育手帳の判定が「B」程度	33,800円

※身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでない場合でも、障害の程度が支給要件に該当すれば、手当が支給されます。

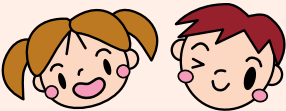
▽ 受給資格がないのは…

- ・ 児童及び父、母または養育者が日本国内に住んでいないとき
- ・ 児童が障害による公的年金を受けることができるとき
- ・ 児童が児童福祉施設に入所しているとき（保育所・通園施設・肢体不自由児への短期母子入所を除く）

※障害の程度や、養育されている方などの所得による、要件や制限があります。

子ども家庭課からのお知らせ

児童手当制度



問 福祉事務所 子ども家庭課 ☎33-2111（内線1570・1571）
旭支所 福祉保険課 ☎37-4346
大洋支所 福祉保険課 ☎39-3315

支給対象

0歳～小学校6年生（12歳到達後最初の年度末まで）

支給額

0～3歳未満 児童1人につき 10,000円／月
4月から児童手当制度が改正され3歳未満の児童手当は一律月額1万円になっています。（制度改正による増額申請の手続きは不要）
※第1子・第2子については3歳到達の翌月分より支給額が5千円となります。

3歳以上 第1子・第2子 5,000円／月
第3子以降 10,000円／月

支給月

原則として2・6・10月に前月分までを支給

申請手続

- 新規 出生、転入等により受給資格が生じた場合は「認定請求書」を提出してください。
新年度の所得が確定するにあたり、前回所得制限を超え支給対象とならなかった方は新たに認定申請が必要となります。
支給開始は申請翌月からとなります。
- 継続 児童手当等を受けている方は毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。現在支給対象となっている世帯には6月中旬頃郵送にてお知らせします。

認定（現況届含む）には所得制限がありますので必ず所得の申告をしてください。

（制限の目安） 夫婦と児童2人の世帯 780万円未満
サラリーマン（厚生年金等加入者） 860万円未満

手続に必要なもの

- ①認定請求書（子ども家庭課・各支所福祉保険課にあります）
- ②健康保険被保険者証等の写し（申請者が厚生年金等加入者の場合）
- ③所得証明書（平成19年1月1日現在鉾田市に住所がなかった方）
- ④振込先の口座番号がわかるもの（郵便局は除く）

医療福祉費支給制度

医療福祉費支給制度（マル福）とは

乳幼児（未就学児）・妊産婦・母子家庭の母子・父子家庭の父子・重度心身障害者の方々が容易に受診できるよう、自己負担費用を公費で助成する制度です。（保険適用外分、入院時の食事標準負担額は対象外）

支給対象

鉾田市に住所があり、各種の健康保険に加入している方で、次のいずれかに該当する方

乳 児	0歳児
幼 児	1～6歳児（小学校就学前）
妊 産 婦	（母子手帳を交付され）申請した月初めから出産日の翌月末日まで
母子家庭の母子	配偶者のいない方で、18歳未満の児童を養育している方及びその児童
父子家庭の父子	配偶者のいない方で、20歳未満の高校在学者又は障害児を養育している方及びその児童
重度心身障害者等	身体障害者手帳で1級又は2級及び3級の内部障害に該当する方 障害年金1級に該当する方 療育手帳でA又はマルAと判定された方など

- それぞれ扶養人数などに応じた所得の制限があり、これを超える場合は対象となりません。
- 転入された方で、鉾田市に所得申告をしていない方は、前住所地の所得証明書が必要です。
- 加入している保険等に変更があったときは変更届が必要です。
- 申告がお済でない方は、必ず申告をしてください。

受給資格の更新

区 分	更 新 日
乳幼児医療福祉制度を受けている方	毎年誕生日の月末
母子・父子家庭及び重度心身障害者医療福祉制度を受けている方	毎年6月末

税源移譲によって住民税と所得税の割合が変わります



「地方でできることは地方に」という方針のもと「国庫補助負担金の改革」「地方交付税の見直し」「国(所得税)から地方(住民税)への税源移譲」がすすめられています。

地方公共団体は国が国税として集めた財源の中から国庫補助金を受けており、その行財政システムは必ずしも自主性が高いとはいえませんでした。

このため、地方団体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって必要な行政サービスを効率的に行えるように変更されました。

問 市役所 税務課 ☎33-2111(内線1183・1184)
旭支所 市民課 ☎37-1111(内線2113)
大洋支所 市民課 ☎39-3311(内線3102・3103)

	移 譲 前	移 譲 後																																			
■税源移譲によって… 税源移譲は、所得税（国税）と住民税（地方税）の税率を変えることで国の税収を減らし、地方自治体での税収を増やす政策のことをいいます。これにより国の税収額3兆円分が地方へ移ることになります。																																					
■所得税の税率構造は6段階、住民税の税率は10%に統一 住民税所得割の税率はこれまで3段階になっていたものが一律10%になります ※この改正は今年6月の徴収分から適用されます。	4段階	6段階 10%比例税率 6%（市区町村民税） 4%（都道府県民税）																																			
■税金の総額は変わりません サラリーマンなど、毎月の給料から税金を引かれている方は1月から所得税が減り、その分6月分から住民税が増えることとなります。 一方、農業や自営業の方は6月から住民税が増え、翌年の確定申告で所得税が減ります。 税源の移し変えなので「所得税+住民税」の負担は基本的に変わりません。	モデルケース1 独身者の場合 <table><tr><th>給与収入</th><th>所得税</th><th>住民税</th><th>合 計</th></tr><tr><td>300万円</td><td>124,000</td><td>64,500</td><td>188,500</td></tr><tr><td>500万円</td><td>258,000</td><td>163,000</td><td>421,000</td></tr><tr><td>700万円</td><td>474,000</td><td>307,000</td><td>781,000</td></tr></table>	給与収入	所得税	住民税	合 計	300万円	124,000	64,500	188,500	500万円	258,000	163,000	421,000	700万円	474,000	307,000	781,000	<table><tr><th>所得税</th><th>住民税</th><th>合 計</th></tr><tr><td>62,000</td><td>126,500</td><td>188,500</td></tr><tr><td>160,500</td><td>260,500</td><td>421,000</td></tr><tr><td>376,500</td><td>404,500</td><td>781,000</td></tr></table>	所得税	住民税	合 計	62,000	126,500	188,500	160,500	260,500	421,000	376,500	404,500	781,000							
給与収入	所得税	住民税	合 計																																		
300万円	124,000	64,500	188,500																																		
500万円	258,000	163,000	421,000																																		
700万円	474,000	307,000	781,000																																		
所得税	住民税	合 計																																			
62,000	126,500	188,500																																			
160,500	260,500	421,000																																			
376,500	404,500	781,000																																			
	モデルケース2 夫婦+子ども2人の場合 <table><tr><th>給与収入</th><th>所得税</th><th>住民税</th><th>合 計</th></tr><tr><td>300万円</td><td>0</td><td>9,000</td><td>9,000</td></tr><tr><td>500万円</td><td>119,000</td><td>76,000</td><td>195,000</td></tr><tr><td>700万円</td><td>263,000</td><td>196,000</td><td>459,000</td></tr></table>	給与収入	所得税	住民税	合 計	300万円	0	9,000	9,000	500万円	119,000	76,000	195,000	700万円	263,000	196,000	459,000	<table><tr><th>所得税</th><th>住民税</th><th>合 計</th></tr><tr><td>0</td><td>9,000</td><td>9,000</td></tr><tr><td>59,500</td><td>135,500</td><td>195,000</td></tr><tr><td>165,500</td><td>293,500</td><td>459,000</td></tr></table>	所得税	住民税	合 計	0	9,000	9,000	59,500	135,500	195,000	165,500	293,500	459,000							
給与収入	所得税	住民税	合 計																																		
300万円	0	9,000	9,000																																		
500万円	119,000	76,000	195,000																																		
700万円	263,000	196,000	459,000																																		
所得税	住民税	合 計																																			
0	9,000	9,000																																			
59,500	135,500	195,000																																			
165,500	293,500	459,000																																			
	モデルケース3 年金収入 65歳以上の単身者 <table><tr><th>年金収入</th><th>所得税</th><th>住民税</th><th>合 計</th></tr><tr><td>150万円</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>200万円</td><td>34,800</td><td>19,800</td><td>54,600</td></tr><tr><td>250万円</td><td>81,300</td><td>43,000</td><td>124,300</td></tr><tr><td>300万円</td><td>127,800</td><td>66,300</td><td>194,100</td></tr></table>	年金収入	所得税	住民税	合 計	150万円	0	0	0	200万円	34,800	19,800	54,600	250万円	81,300	43,000	124,300	300万円	127,800	66,300	194,100	<table><tr><th>所得税</th><th>住民税</th><th>合 計</th></tr><tr><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>17,400</td><td>37,200</td><td>54,600</td></tr><tr><td>40,600</td><td>83,700</td><td>124,300</td></tr><tr><td>63,900</td><td>130,200</td><td>194,100</td></tr></table>	所得税	住民税	合 計	0	0	0	17,400	37,200	54,600	40,600	83,700	124,300	63,900	130,200	194,100
年金収入	所得税	住民税	合 計																																		
150万円	0	0	0																																		
200万円	34,800	19,800	54,600																																		
250万円	81,300	43,000	124,300																																		
300万円	127,800	66,300	194,100																																		
所得税	住民税	合 計																																			
0	0	0																																			
17,400	37,200	54,600																																			
40,600	83,700	124,300																																			
63,900	130,200	194,100																																			
※表中の税額単位は円 ※夫婦+子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。 ※このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。	モデルケース4 年金収入 夫婦2人 <table><tr><th>年金収入</th><th>所得税</th><th>住民税</th><th>合 計</th></tr><tr><td>200万円</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>250万円</td><td>41,500</td><td>25,700</td><td>67,200</td></tr><tr><td>300万円</td><td>88,000</td><td>49,000</td><td>137,000</td></tr></table>	年金収入	所得税	住民税	合 計	200万円	0	0	0	250万円	41,500	25,700	67,200	300万円	88,000	49,000	137,000	<table><tr><th>所得税</th><th>住民税</th><th>合 計</th></tr><tr><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>20,700</td><td>46,500</td><td>67,200</td></tr><tr><td>44,000</td><td>93,000</td><td>137,000</td></tr></table>	所得税	住民税	合 計	0	0	0	20,700	46,500	67,200	44,000	93,000	137,000							
年金収入	所得税	住民税	合 計																																		
200万円	0	0	0																																		
250万円	41,500	25,700	67,200																																		
300万円	88,000	49,000	137,000																																		
所得税	住民税	合 計																																			
0	0	0																																			
20,700	46,500	67,200																																			
44,000	93,000	137,000																																			

※表中の税額単位は円
※夫婦+子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
※このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。

▶住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

昭和15年1月2日以前に生まれた方は平成17年度まで、前年の合計所得金額が125万円以下の方は住民税が非課税でしたが、この措置が平成18年度から廃止されています。

平成18年度	税額の3分の2を減額
平成19年度	税額の3分の1を減額
平成20年度以降	全額負担

▶人的控除の差による負担増の減額措置

住民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差があります。したがって同じ収入金額でも、住民税の課税所得は所得税よりも多くなっているため、住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは税負担が増えてしまうことになります。

このため個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税を減税することによって、納税者の負担が変わらないようにしています。

●住民税の課税所得金額が200万円以下の場合

次の①、②のいずれか小さい額の5%

①人的控除額の差の合計額

②住民税の課税所得金額

●住民税の課税所得金額が200万円を超える場合

{人的控除額の差の合計額-(住民税の課税所得金額-200万円)}の5%
※算出額が2,500円未満の場合は2,500円となります。

◆住民税と所得税の人的控除額

単位:万円

	住民税	所得税	控除額の差
基礎控除	33	38	5
配偶者控除	33	38	5
老人配偶者控除	38	48	10
扶養控除	33	38	5
特定扶養控除	45	63	18

AEDの有効活用のために
茨城県AED設置施設認証制度

AEDは心臓がけいれんして血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）にあるとき、心臓の動きを正常なリズムにするために電気ショックをあたえる医療機器です。

AED設置施設認証制度はAEDが設置してある施設を県が承認し、これらの情報を県内の消防本部へ提供するものです。

これによって119番通報時に、消防署から口頭で現場の方々にAEDの使い方などを指導するなど、適切な対応が可能になります。

（承認された施設の出入口には認証表示板の掲示のほか、県医療対策課のホームページで施設名が公表されています）

問 茨城県医療対策課 ☎029-301-3186

ほっとパーク鉾田で救急救命講習会



3時間にわたり、心肺蘇生法やAEDの使用法などを学びました

このほど、ほっとパーク鉾田で職員を対象にした普通救急救命講習を実施しました。

ほっとパークでは、定期的に防火訓練や避難誘導訓練などを実施していますが、今回は2月にAEDを設置したことを機に、「急患への迅速な対応も必要」と、鉾田消防署に指導を依頼したものです。



▲自動販売機に設置されているAED（ほっとパーク鉾田）

家庭菜園やガーデニングにどうぞ
シルバー人材センターで
たい肥を販売しています

シルバーセンターでは植木の剪定などで発生した枝葉を材料として作ったたい肥を販売しています。

価格 250円/袋

※事前に在庫状況をご確認のうえおこしください。



問 鉾田市シルバー人材センター ☎32-4448

問

企画課 鉾田市国際交流協会事務局
☎3312111（内線1302）



開講日 毎週水曜（19:00～21:00）

場 所 鉾田中央公民館ほか

鉾田市や近隣に住む外国人に対し、日常生活に役立てていただくこと、日本語教室を開いています。
日本語を通してのボランティア活動に興味のある方は一度見学に来てみてください。

募集
「日本語教室」
ボランティアアシスタント

参加者募集

ヤングボランティアセミナー

問 茨城県教育庁生涯学習課 ☎029-301-5322

ボランティア活動の基本的な学習の場を提供し、福祉や介護、野外活動などの基礎知識や技能を学んでいただくために開催します。
研修をとおして仲間の輪も広がることができます。

対象者 県内在住の高校生
定 員 各期50人

※受講者に事業を企画・実施していただく「ヤングボランティア自主企画事業」も予定しています。

会場・期間（1泊2日で実施）

西山研修所	I期（前6/16～17 後6/23～24） II期（前7/7～8 後7/14～15）
中央青年の家	I期（前6/9～10 後6/30～7/1） II期（前6/16～17 後7/14～15）
白浜少年自然の家	I期（前6/2～3 後6/16～17） II期（前7/7～8 後7/14～15）
さしま少年自然の家	I期（前6/2～3 後7/7～8） II期（前6/16～17 後10/27～28）
吾国山洗心館	I期（前5/26～27 後6/23～24） II期（前6/9～10 後7/7～8）

受講者募集

茨城県弘道館アカデミー鹿行地区県民大学

問 茨城県女性プラザ レイクエコー ☎0299-73-3877

対象者 16歳以上

会 場 茨城県女性プラザ
레이크エコー

申込方法

【往復はがき】

下記事項を記載してお送りください。

①氏名・性別・年齢

②郵便番号・住所

③電話番号

④希望講座名（はがき1枚につき1講座）

<送付先>

行方市宇崎1389

레이크エコー 県民大学担当者 宛

【インターネット】

下記ホームページアドレスを通じてお申し込みください

<http://www.lakeecho.gakusyu.ibk.ed.jp/>

※各講座とも申込者多数の場合抽選

※託児も行いますので、事前にお問い合わせください。

申込締切 5/11(金)

コース 分野	講 座 名	期間(下段は時間)	回数	費用	定員
ステップアップ	鹿行の歴史 ～史料から見た天狗騒動～	6～9月の土曜 (10:00～12:00)	9	5,000円	60
産業・技術・科学	地球環境科学の最前線 ～宇宙から見た地球環境の変容～	8～9月の木曜 (14:00～16:00)	5	3,000円	40
社会・教育・福祉	暮らしに生かす経済・金融の基礎知識	6～8月の火曜 (10:00～12:00)	5	3,000円	40
	市民のための刑法講座 ～犯罪の現状から裁判員制度まで～	8～9月の日曜 (10:00～12:00)	4	3,000円	45
芸術・文化・歴史	水彩で描く旅のスケッチ	6～9月の金曜 (14:00～16:00)	9	5,000円	50
	懐かしい土笛の音色 ～オカリナ作りから演奏まで～	6～7月の水曜 (10:00～12:00)	4	3,000円	30
環 境・健 康	ゆったりヨーガ入門講座	6～10月の金曜 (10:00～12:00)	10	5,000円	45
	やさしい薬膳入門 ～生活習慣病と家庭薬膳～	6～10月の水曜 (14:00～16:00)	9	5,000円	40
国 際 関 係 学	世界遺産から見る民族と文化	6～9月の土曜 (14:00～16:00)	10	5,000円	40

休日診療

	☎	5月	6月
鉾田病院	32-3313	27	24
高須病院	33-2131		3
ハタミ病院	33-3158	13	10
北浦整形外科	33-2136	20	17

医療機関案内



茨城県救急医療情報システム

電話案内(24時間対応) ☎029-241-4199
インターネット <http://www.qq.pref.ibaraki.jp/>
携帯サイト <http://www.qq.pref.ibaraki.jp/kt/>



茨城子ども救急電話相談

月～金(18:30～22:30) ☎029-254-9900
(プッシュ回線電話 #8000)



中毒110番

つくば(9:00～21:00) ☎029-852-9999
大阪(24時間対応) ☎072-727-2499
日本中毒情報センター <http://www.j-poison-ic.or.jp/>

火災・緊急



(一般の問い合わせ)

110 鉾田警察署 ☎34-0110
119 鉾田消防署 ☎34-0119
旭出張所 ☎34-4119
大洋出張所 ☎34-5119
火災情報テレホンサービス ☎32-2119

健康
カレンダー

旭保健センター ☎37-1411
鉾田保健センター ☎33-3691
大洋保健センター ☎39-4866

事業名	場所(項目)	5月	6月
乳児健診 BCG接種	鉾田	30(水) (H19.1生)	18(月) (H19.2生)
	旭	15(火)	19(火)
育児相談	鉾田	30(水)	18(月)
	大洋		12(火)
幼児健康診査	旭	1歳半健診 15(火)(H17.8～10生)	
		3歳児健診	19(火)(H15.12～H16.2生)
	鉾田	1歳半健診 25(金)(H17.10生)	22(金)(H17.11生)
		2歳児歯科健診 11(金)(H16.10生)	1(金)(H16.11生)
		3歳児健診 29(火)(H16.1生)	26(火)(H16.2生)
	大洋	1歳半健診	12(火)(H17.9～11生)
さくらんぼ教室 (発育・発達相談)	鉾田	11・25(金)	1・15・22(金)
ポリオ予防接種	鉾田	22(火)・23(水)・24(木)	
機能回復訓練 (リハビリ)	旭	16・23(水)	6・13・20(水)
	鉾田	10・17・31(木)	7・14・28(木)
	大洋	11・18・25(金)	8・15・22(金)

精神保健事業

事業名	場所(時間)	5月	6月
デイケア	鉾田(9:30～11:30)	11・18・25(金)	1・8・15・22・29(金)
フリークラブ	旭(9:30～11:30)	16・30(水)	13(水)
	鉾田(9:30～11:30)	23(水)	6・20(水)
	大洋(9:30～15:00)	21・28(月)	4・11・18・25(月)

献血の日程

実施日	時間	場所
5/31(木)	10:00～16:00	ウィズ(安房)
6/5(火)	9:30～15:30	旭総合支所



「自分が変われば家庭が変わる。家庭が変われば周りが変わる。地域が変われば国が変わるかもしれない」と桂さん



雨天の中170人が来場されました。参加者からは「若い世代の方たちにも聞かせたい」「このような機会がもっと増えれば」と感想がありました

これからの男女のあり方について考えていくと3月25日、鉾田中央公民館で鉾田市男女共同参画推進事業「きらめきフォーラム in 鉾田市」が開催されました。「共に考えよう! 女と男の活きるまち」をテーマに、筑西市から招いた劇団「はらんきょうの会」による寸劇や、落語家の桂文也さんの講演を通じて、私たち、そして次世代のために変えていくこと、また守っていくことはどうなのか学びました。



寸劇は、井戸端会議の中で男女平等について考えていくもの。イバラキ弁なので、聞き手もその輪の中にいるよう...

地域が変われば日本が変わる

きらめきフォーラム in 鉾田市から

男女共同参画社会をめざしてー 14

無料相談

項目	とき	会場	相談内容など	問い合わせ
税務相談	5/16(水) 6/6(水)・20(水)	鹿嶋市まちづくり市民センター (問い合わせ先へ要予約)	相続税・贈与税・消費税・所得税 創業に関すること	関東信越税理士会潮来支部 ☎0299-84-1611
法務総合相談	6/3(日)	イオン水戸内原ショッピングセンター 鹿嶋市チェリオショッピングセンター	境界争い、登記手続、戸籍の届出 方法、成年後見制度、サラ金問題、 家庭内問題、近隣トラブルなど	水戸地方方法務局総務課 ☎029-227-9911
交通事故相談	月・水・金	鹿行地方交通事故相談所 (9:00～16:00)	交通事故に関すること全般 金曜日は弁護士相談(要予約) 子どものしつけ、学校生活、	鉾田合同庁舎 ☎33-4111(内線214)
教育・子育て 電話相談	随時	電話の場合(9:00～24:00) ☎029-225-7830 FAX(24時間) ☎029-302-2161	家族関係など (相談内容によっては面談などによる カウンセリングも受けられます。)	茨城県生涯学習課 ☎029-301-5322

講座案内

項目	内容(日付は受講期間)	受付締切	問い合わせ
鹿島産業技術専門学院 在職者訓練講座	ワード・エクセルの応用(定員20人) 6/11(月)～15(金) デジカメの活用(定員10人) 6/18(月)～22(金) (共通事項) 開講時間 9:00～16:00 費用 2,900円(テキスト代含む)	5/31(木)	県立鹿島産業技術専門学院 ☎0299-69-1171
	定年帰農者等支援研修(定員20人) 水稲入門(講義と実習) 概ね65歳までの方 6/19(火)～11/2(金) 営農支援研修(定員15人) 野菜中心(講義と実習) 概ね45歳までの方 7/4(水)～10/20(土) (共通事項) 受講会場 県立農業大学校(茨城町長岡) 受講料 無料(ただしテキスト代負担あり) 申込方法・受講時間など詳細はお問い合わせください	5/31(木) 6/14(木)	

第4回 銚田少年野球選手権大会



1位 波崎ブルージャイアンツ(神栖市)
2位 明神学区スポーツ少年団(銚子市)

◆ 4/8・14・15
会場 銚田総合公園ほか

【市内関係】

ベスト16 旭ドジャーズ
旭ヤングスター
当間スポーツ少年団
舟木スポーツ少年団



◆主催 銚田市少年野球連盟
(参加48チーム)

スポーツやボランティア活動に
スポーツ安全保険

対 象 スポーツやボランティア活動、地域活動などをする5人以上のアマチュア団体

掛 金 500円/年 より
※団体の構成や活動内容によって保険の加入区分や掛金が異なります。

内 容 傷害保険 賠償責任保険 共済見舞金

※例えば…

- ・小学生が運動中(学校管理下除く)にケガをした
掛金 500円
通院 1,500円/日
入院 4,000円/日
- ・老人クラブの活動でケガをした
掛金 800円
通院 1,000円/日
入院 1,800円/日

※このほか死亡補償、後遺障害補償などもあります

問 (財)スポーツ安全協会茨城県支部
☎029-300-4710

第6回
ほこたオープン卓球大会

◆ 3/18
銚田二高体育館

◆主催 銚田市卓球連盟



※敬称略()は参加者数

★中学男子(158)

1位 安藤 雅文(波崎二)
2位 大石 岳史(波崎二)
3位 神部 勝治(旭)
3位 郡司 邦夫(銚田北)

★中学女子(87)

1位 加藤 志歩(清真)
2位 大貫 綾唯(鹿野)
3位 穂積真登香(大洋)
3位 森田麻優子(鹿野)

★一般男子(58)

1位 細根 悟(グリーンクラブ)
2位 島田 俊平(グリーンクラブ)
3位 加藤 直也(清真学園高)
3位 西村 光市(波野クラブ)

★一般女子(16)

1位 男庭 里歌(銚田二高)
2位 飯塚 成美(銚田二高)
3位 山田 紫乃(波崎柳川高)
3位 糸賀 睦(KSC)

チャレンジ
& エントリー

銚田テニス教室(硬式)

期 間 6/5～7/6
(毎週火・金の10回)
19:30～21:30

会 場 銚田総合公園
テニスコート

対 象 初心者・初級者

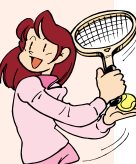
定 員 30人

参 加 費 1,500円/人
(保険料・ボール代)

申込窓口 教育委員会スポーツ振興課
(旭支所2F)
銚田中央公民館
大洋公民館
(※両公民館は月曜休館)

申込締切 5/25(金)
(ただし定員になり次第締切)

問 教育委員会スポーツ振興課
☎37-4342(直通)
sports@city.hokota.lg.jp

第3回
銚田ソフトバレーボール
大会

部 門 混合A
39歳以下(男2・女2)
混合B
40歳以上(男2・女2)
レディース(年齢制限なし)

参加資格 オープン
(参加チーム数制限あり)
※スポーツ保険に加入していること

参 加 費 1チーム 2,000円

部 門	大会日	申込締切
混合A	5/27(日)	5/17(木)
混合B	6/10(日)	5/31(木)
レディース	6/10(日)	5/31(木)

(会場は銚田総合公園体育館)

主催 銚田市ソフトバレーボール連盟
後援 銚田市体育協会

問 銚田市体育協会事務局
(銚田総合公園体育館内)
☎32-4263(FAX兼用)



5/20(日) 春季都市緑化祭

会場 鹿島灘海浜公園 9:30開会



主催 茨城県 銚田市

内 容(予定)

- 堆肥配布
- 緑化相談
- 生垣作り体験
- 花のタネ配布
- 植木市
- 特産物販売 ほか

この緑化祭は人々の緑化意識の高揚と、うるおいのある都市環境の形成、また海浜公園のPRを目的として行われます。

問 市役所 都市計画課 ☎33-2111

道のある風景写真コンクール

しめきり 6/20(水)
テ ー マ 道のある風景
応募資格 小中高生

作 品 過去1年以内に撮影したもの
(未発表のもの)

規 格 カラーサービス判・L判のプリント
※デジタルカメラによる作品も可

※応募用紙の請求、詳細については下記まで

問 道のある風景写真コンクール実行委員会
☎03-3234-6078
<http://www.kantoukousai.or.jp/>

クリーンアップひぬまネットワーク
フォトコンテスト

しめきり 9/14(金)
テ ー マ 酒沼流域で見られる
動植物や人々の暮らし

規 格 カラープリント六ツ切・四ツ切・ワイド
小中高生に限りサービス版 デジタルプリント可
※平成18年以降に撮影したもの

※応募用紙の請求、詳細については下記まで
(応募票は下記のホームページで入手可)

問 茨城県環境対策課
☎029-301-2968
<http://www.hinuma-network.jp/main.html>



鉾田市乗合自動車を試行運行します

7月2日(予定)から

乗合自動車とは

お出かけのときに、電話等で予約することにより、ご自宅などから目的地まで乗り合い方式によって送迎をするものです。

運行の目的

鉾田市と鹿嶋市との間で運行されていた路線バスが廃止されたことで、公共交通の確保が困難となった地域内で交通手段に不便をきたしている方々を対象に福祉施策の一環として実施するものです。

ご利用できるのは

大洋地区及び鉾田地区の一部にお住まいで住民基本台帳に登録されている65歳以上の方です。

裏面「運行区域及び利用者区域図」を参照

ご利用には事前登録を

乗合自動車の利用は事前登録制で行います。利用する可能性がある方は、「利用者登録票」を鉾田市役所企画課まで提出してください。

登録票提出期限 6 / 8 (金)

注意事項

- 営業のための利用はできません。
- 道路事情により、指定場所まで車輛が進入できない場合もあります。
- 複数の方による乗合ですので時間には十分余裕をもってご利用ください。

問い合わせ・登録票送付先

〒311-1592 鉾田市鉾田1444-1

鉾田市役所 企画課

☎33-2111(内線1302)

ーファクスで登録票をお送りいただく場合ー

FAX 32-4443

乗車券の販売などについては、市広報(6月号)でお知らせいたします。

利用の方法

出かけるとき

予約

利用日の前日に、電話で予約

明日の〇〇時の便で自宅から〇〇病院まで。
帰りは、〇〇時の便で〇〇病院から自宅まで予約します。



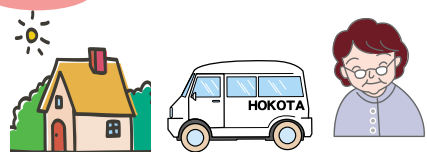
情報センターで受付

〇〇のおばあちゃんですね。
予約受けました。
〇〇で待っていてください。



利用当日

予約した場所でお待ちください。



目的地へ



帰るとき

病院・商店など

予約した場所でお待ちください。



おばあちゃん宅へ



※円滑運行のため予約時間の変更はできません。

鉾田市乗合自動車(施行運行)利用者登録票

住 所	鉾田市	☎	—
ふりがな		携 帯 電 話	
世帯主		—	—

登 録 者

ふ り が な 氏 名	性 別 ○で囲む	生 年 月 日	世 帯 主 との続柄	携 帯 電 話
	男 女	明 大 昭 年 月 日		
	男 女	明 大 昭 年 月 日		
	男 女	明 大 昭 年 月 日		

事前に知らせておきたい事項

(例 自宅前の道路が狭いため〇〇商店前で乗降する)

自宅周辺の見取図

- この登録票は鉾田市乗合自動車の運用に関する目的以外には使用いたしません。
- 登録内容確認のため、鉾田市役所の関係部署に照会する場合がありますのでご了承ください。

■運行区域及び利用者区域



目的地は運行区域にある公共施設や病院、商業施設などが対象となります。
商業施設については、車への乗降が安全にできる場所に限定させていただきます。

乗合自動車運行概要



▼運行日

月曜日から金曜日(祝日・年末年始は運休)



▼予約受付

受付時間…午前9時から午後3時
予約は利用日の前日をお願いします
(前日が運休日の場合は、運休日の前日)



▼利用料金

1回の乗車につき300円

運行便数と時間

大洋地区→銚田市街地	銚田市街地→大洋地区
8時30分	9時30分
10時00分	11時30分
13時30分	14時30分
15時30分	16時00分